

制度概要

壱岐市中小企業創業資金保証（略称：壱岐創業）		
目 的	壱岐市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、地域経済の活性化と雇用の促進並びに壱岐市内の中小企業の健全な発展に資することを目的とする。	
保 証 の 対 象 (資 格 要 件)	創業関連保証の保証対象者であって、次の(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ(3)から(5)のすべてに該当するもの。 (1) 壱岐市内において新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2) 壱岐市内で事業開始後1年を経過していない中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの。 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの。 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの。 (3) 商工会の推薦を得たもの。 (4) 事業開始までに、住所(法人の場合は登記簿上の所在地)を壱岐市内に有していること。 (5) 市税又は前住所地の市区町村税を完納していること。	
対 象 資 金	壱岐市内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保 証 条 件	貸付限度額	1,000万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証と合算して1,000万円以内
	保証期間	7年以内 <u>(うち据置 1年以内)</u>
	返済方法	分割返済、一括返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	不要
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.50%
保 証 料 率	基準料率	年0.80%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	壱岐市が全部を補助する。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外（100%保証）	
取扱金融機関	壱岐市内の十八親和銀行の支店	
申 込 時 添 付 書 類	①壱岐市商工会が発行する壱岐市中小企業創業資金借入に係る推薦書(写) ②保証の対象(1)に該当するものは、創業・再挑戦計画書 ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先： 壱岐市商工会 ※市税等に未納がないことの証明書は申込先に提出する。	
実 施 日	平成27年6月1日 創設 <u>(令和 4年 4月 1日 最終改正)</u>	